

第38号議案

島根県農業技術センター分析等手数料条例の一部を改正する条例

島根県農業技術センター分析等手数料条例（昭和26年島根県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第1条中「又は食品」を削り、「、試験等」を「等（分析に係る成績書の複本の交付を含む。）」に改める。

別表2の表を削り、別表1の表中

「1 農業に関する分析等

分析等の種類	分析等の内容	手数料の額
--------	--------	-------

を

「

分析等の種類	分析等の内容	手数料の額
--------	--------	-------

に

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に行われているこの条例による改正前の島根県農業技術センター分析等手数料条例第1条の規定による食品に関する各種の分析、試験等の依頼（以下「改正前の条例の規定による依頼」という。）は、島根県産業技術センター条例（平成13年島根県条例第49号）第5条第1項の規定による分析等の依頼とみなす。この場合において、当該改正前の条例の規定による依頼に係る手数料の額については、同条例第5条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。